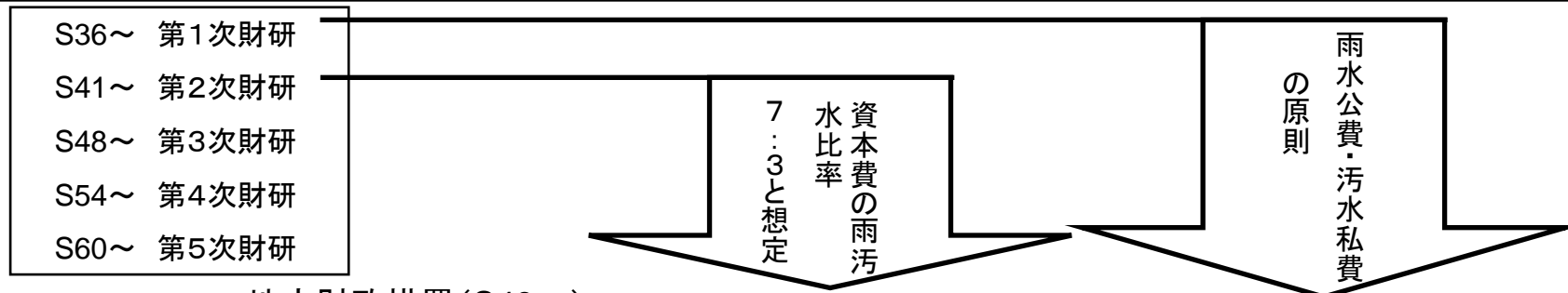


下水道財政(資本費)の基本的な考え方と課題について



地方財政措置(S49~)

補助金及び受益者負担金等を除き、100%の起債充当

資本費(元利償還金)の7割を雨水分という整理で、一般会計からの繰出として地財措置(5割を交付税措置)

<課題>

- 雨水資本比率については、地方財政計上額の算定の際の想定値7割に対して、平成15年度決算ベースでは3割弱となっており、資本費の公費負担7割について「雨水分」としてのみ説明するには、現実とのギャップが著しくなっている。
- 一方、平成15年度の下水道繰出金決算値と地方財政計上額についてはほぼ同額で、乖離は生じていない。また、汚水分について全て使用料で回収すると仮定することは、中小団体を中心に、過度な住民負担を課すこととなる団体も多く、現実の汚水資本費水準を踏まえると現実的でない。
- しかしながら、現在の地方財政状況や整備状況を踏まえると、下水道事業に係る財政措置についても、使用料徴収が可能な範囲での見直しが求められている。

関係省庁及び地方公共団体との間に一定のコンセンサス形成のもと、下水道財政の基本的な考え方を見直す必要がある。

→ 研究会における議論が必要

平成17年度[下水道財政の在り方に関する研究会]論点(案)

1. 今後の事業はどのように進められていくのか？（普及事業、更新事業、高度処理、雨水対策事業等）

2. これまで雨水資本費分という整理で公費負担としてきた部分について、決算上の雨水資本費分が3割程度であることを踏まえ、公費負担の考え方をどのように整理するのか？

- (1) 汚水処理施設の普及状況、資本費コスト等の実態を踏まえ、事業によっては、雨水資本費についても一部公費負担とすべきではないか。
- (2) その際、雨水資本費については、事業の条件等により公費負担率に差を設けることも検討すべきではないか。
- (3) 事業の条件等の指標としてどのようなものを用いるべきか。
- (4) どの程度の公費負担することが適切か？その根拠は何か？
- (5) 繰出基準の変更を行うこととするか？

3. 公共料金である下水道使用料の単価の水準として、どの程度までの適正化を求めるのか？ 一律の水準を示すことが必要か？

4. 公営企業である下水道事業として、さらに経営努力を促すための財政措置はどうあるべきか？

5. 既に整備済の施設の資本費（既発債の元利償還費）についての公費負担比率を従来どおりとするのか？

6. 中小市町村を中心とした整備途上の団体に対して、どのような配慮をすべきか？

7. 見直しの実施時期はいつ頃とすべきか。その場合、経過措置をどのようにすべきか？

8. その他、今後検討すべき事項